## 意見書案第6号

## 中国海警法に対する適切な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年6月14日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗	田	裕	之
	n	大	庭	裕	子
	IJ	渡	辺		学
	IJ	片	柳		進
	IJ	石	Ш	建	<u> </u>
	IJ	井	口	真	美
	IJ	勝	又	光	江
	IJ	赤	石	博	子
	II .	後	藤	真左	亡美
	IJ	小	堀	祥	子

市古次郎

## 中国海警法に対する適切な対応を求める意見書

中国政府は本年2月1日、同国の海警局が活動する領域を一方的に拡大し、武器使用を 含む権限を強化する中国海警法を施行した。

海洋法に関する国際連合条約は、国際的な規範として、沿岸国の主権の及ぶ範囲を領海に限定するとともに、領海に隣接する接続水域、排他的経済水域、大陸棚など海域ごとに沿岸国に認められる権限を限定的にし、沿岸国の権利に配慮しながら、国際社会の航行の自由を広く認めるものとなっており、日本及び中国を含む160を超える国々が批准している。

しかしながら、今回施行された中国海警法は、こうした規範には一切言及せずに、中国周辺の海域を一括して管轄海域と規定し、その全域で、臨検、建築物や構造物の強制撤去、武器使用を含むあらゆる必要な措置の行使など、幅広い権限を中国に認めるものとなっており、領海において沿岸国が強制措置をとることを限定的に認めている国際的な規範を大きく逸脱するものであり、極めて危険なものだと言わざるをえない。

また、中国が尖閣諸島を含む海域を自国領と主張している中では、中国海警法の施行は 我が国にとっても重大な問題であり、実際、中国海警局の船舶が尖閣諸島周辺の日本の領 海に侵入し、日本漁船に接近するという事態が起きており、本市の友好都市である那覇市 を含む沖縄県の自治体にも大きな不安を与えている。

よって、国におかれては、我が国固有の領土を守るとともに国民の不安を解消するため、 中国海警法が国際的な規範に違反していることを厳しく批判し、その撤回を求める外交的 対応を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣 外務大臣 国土交通大臣 国土交通大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣